

俱知安町創業等 支援事業補助金

申請の手引き

俱知安町観光商工課商工労働・企業誘致係

【補助対象者】

以下の要件全て満たす方

1. 創業等※1を行う方または創業等から5年未満の方
2. 創業等を行う個人事業者または小規模事業者の方
3. 俱知安商工会議所が実施するビジネススクール初級編を全受講してる
こと
4. 個人事業者の場合は、町内に住所があり、町内で事業を営む方
5. 法人の場合は、町内に本店または主たる事業所を置き、町内で事業を
営む方
6. 俱知安商工会議所の会員または会員になることを確約し、補助金の交
付を受けた年度より5年間、俱知安商工会議所会員として町の産業の振興
及び発展に積極的に取り組むことを誓約する者であること
7. 俱知安町暴
力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員または、暴力団関係事業者でな
い方
8. 町税に滞納がない方

※1「創業等」とは 創業、事業承継、第三者承継のこと

【補助対象期間】

前年度4月1日から本年度3月31日まで

【補助対象経費】

1. 店舗等工事費：店舗の新築や改装等
2. 備品購入費：機械や工具、備品等の購入
3. 車両費：社用車購入費（リース料またはレンタル料含む）
※原則、車両本体価格に限る。
4. 広告宣伝費：HP作成、パンフレット作成等
5. 需用費：事務用品等※単価が1,000円未満のものは除く。
6. 雑費：事業承継における在庫処分、借用物修繕、機械等処分

※消費税及び地方消費税は含まれません

※補助対象者の関係者及びその同居する親族等に対して支出する一切の
経費は含まれません

【補助額】

補助対象経費内の自己負担額の2分の1以内(千円未満切り捨て)

1. 創業する方 上限200万円
2. 事業承継・第三者承継 上限100万円

【申請期限】

本年度1月29日まで

【申請から補助金受取までの流れ】

1. ビジネススクール初級編を全受講
2. 補助金交付申請書及び添付書類を提出
3. 交付決定通知を受け取る
※このタイミングで概算申請を出すことも可能です。必要な場合はご相談ください。
4. 事業実施、事業費支払い
※事業費の支払いを証明する書類(領収書等)の準備を忘れないようにしてください。
5. 実績報告書及び添付書類提出
6. 補助金額の確定通知を受け取る
7. 補助金が指定した口座に入金される

【申請・実績報告書類の入手方法、入手場所】

1. 俱知安町HPより HP 右上検索欄に”創業支援”と入力
2. 俱知安町役場観光商工課(2階14番窓口)

【申請・実績報告書類の提出】

1. 郵送で提出
〒044-0001
俱知安町北1条東3丁目3番地
俱知安町役場観光商工課 宛
2. 窓口に提出
俱知安町役場観光商工課(2階14番窓口)

【申請書類】

- ☐ 倶知安町創業等支援事業補助金交付申請書（別途様式第1号）
- ☐ 倶知安町創業等支援事業計画書（別記様式第2号）
- ☐ 事業予算書（共通様式第7号）
- ☐ 工事設計書の写し（工事する場合）
- ☐ 補助対象経費に係る概要や価格のわかる見積り等
- ☐ 業務上その車両が欠かせない理由を説明する書類（車両の場合）
- ☐ 本人確認書類の写し

※マイナンバーカード、運転免許証等

- ☐ 開業・廃業等届出書の写し（個人事業者のみ）
- ☐ 法人登記事項証明書（法人のみ）
- ☐ 町税に滞納がないことの証明書（役場1階6番窓口で取得）
- ☐ 誓約書（別記様式第3号）
- ☐ ビジネススクール修了証

【実績報告書類】

- ☐ 倶知安等創業等支援事業報告書（別記様式第4号）
- ☐ 事業精算書（共通様式第20号）
- ☐ 事業費の契約書及び支払いを証明する書類の写し
- ☐ 事業の実施状況を撮影した写真

※「改装前と改装後の写真」「購入した機械装置の写真」など

- ☐ 法人登記事項証明書または税務署に提出した開業届出書等の写し

※新規創業・事業承継した方のみ

- ☐ 通帳の写し（表紙と開いて1・2ページ目部分の2枚）